

**（２）市町村等の制定する条例・規則に係る
精神障がい者を対象とした制限条項の存在について**

市町村等の制定する条例・規則に係る精神障がい者を対象とした制限条項の存在について

概要

・秋田県大仙市で、議会の傍聴規則にて「障がい者らの議会傍聴を認めない」とする趣旨の条文が確認された。「精神に異常があると認められる者の傍聴を認めない」との条文であり、市議会は条文の削除・修正を行うこととした。

令和4年6月2日に方針決定、8月10日に規則改正。

・精神障がい者が作る当事者団体「心の旅の会」会報誌にて、上記問題が取り上げられる。全国の自治体の規則・条例を調べた結果、351自治体、58広域行政機関で、精神障がい者に対する差別的な制限条項が460件存在していたとの報告がなされる。

・道では同団体からの申し入れを受け、全道の市町村に対して同様の事例について調査を開始。現在各町の対応について報告を求めているところ。

障害者の議会傍聴認めない差別的条文 大仙市が修正へ

2022年6月3日 掲載

※写真クリックで拡大表示します



障害者らの議会傍聴を認めないとする趣旨の条文が秋田県内の複数の議会傍聴規則にある問題で、大仙市議会事務局は2日、「精神に異常があると認められる者」の傍聴を認めないとする条文の削除や修正を行う方針を明らかにした。議会運営委員会で報告した。

秋田魁新報社

[会社案内](#) [採用情報](#) [新聞休刊日](#) [広告掲載](#) [さきがけNewsCafe](#) [新聞購読](#)
[サイトポリシー](#) [よくあるご質問](#) [MYページ\(電子版購読設定\)](#) [お問い合わせ](#)

[情報や写真・動画をお寄せください](#)

© 2023 Akita Sakigake Shimpo

大仙市議会、傍聴規則を改正 差別的な条文を削除

2022年8月11日 掲載

障害者らの議会傍聴を阻む差別的な趣旨の条文が秋田県内自治体の議会傍聴規則にある問題で、大仙市議会は10日、「精神に異常」の言葉を含む条文を削除するなど規則を改正した。議会運営委員会で承認した案を議長が決裁した。同日施行。

改正前は、傍聴席に入ることができない者の項目に「精神に異常があると認められる者」との条文があった。市議会は差別的と判断し、この条文を削除した。

秋田魁新報社

[会社案内](#) [採用情報](#) [新聞休刊日](#) [広告掲載](#) [さきがけNewsCafe](#) [新聞購読](#)
[サイトポリシー](#) [よくあるご質問](#) [MYページ\(電子版購読設定\)](#) [お問い合わせ](#)

情報や写真・動画をお寄せください

© 2023 Akita Sakigake Shimpō

おりふれ通信

<http://orifure-net.cocolog-nifty.com/>

発行所 **おりふれの会**

〒190-0022 立川市錦町1-5-1 グランドホープ201

FAX 042-524-7566

編集者 木村朋子

定価 ¥200 年間購読 ¥2,000

郵便振替 00150-0-46498

ももこ

No. 416 2022年11月号

なぜ精神障害者は議会の傍聴ができないのか(前編) 寺澤暢紘……………	1
総括所見でダメ出しされた政府報告 齋藤明子……	3
伊藤時男さんの裁判を応援して下さい 村田京子…	6

「我邦十何万ノ精神病者ハ実ニ此病ヲ受ケタルノ不幸ノ外ニ、
此邦ニ生レタルノ不幸ヲ重ヌルモノト云フベシ」 (呉 秀三)
なぜ精神障害者は議会の傍聴が出来ないのか(前編)

心の旅の会 市民精神医療研究所 寺澤 暢紘

1 なぜ、今なのか

2022年6月3日付けの秋田魁新報の「障害者の議会傍聴認めない差別的条文・大仙市が修正へ」との記事

(<https://www.sakigake.jp/news/article/20220601AK0021/>)を知り、精神障害者の制限条項の「亡霊」が現れたように感じました。

「亡霊」との思いは、30年前の1991年11月に静岡県内市町村における、精神障害者の入場・利用制限条項について調査を行ったことを思い起こしたことにあります。当時の静岡県内74市町村の内、70市町村で123件の議会や博物館やプール等々の入場・利用制限条項があり、中には「瘋癲、白痴」という用語で対象者を規定している自治体が8件ありました。

なぜ今なのかとの思いは、国連の障害者権利条約が締結され、とりわけ障害者差別解消法が施行されている現況にあります。と、同時に呉秀三の「我邦十何万ノ精神病者ハ実ニ此病ヲ受ケタルノ不幸ノ外ニ、此邦ニ生レタルノ不幸ヲ重ヌルモノト云フベシ」との言葉が思い浮かびました。それは、精神障害者への差別、偏見が

今も変わらず存在していることの「不幸」を感じたからです。

なお、秋田県だけの問題ではないと考え、全国の自治体の精神障害者の制限条項についてインターネット検索を、「都道府市区町例規集(https://uub.jp/opm/ml_reikishu.html)」から行いました。

2 約四割の自治体に差別条項があり、最多は教育委員会傍聴規則

検索結果は全国1718市区町村(2021年1月1日現在)のうち、351自治体及び58の広域行政機関(参加自治体数324、重複自治体あり)の条例規則に精神障害者を対象とした制限条項が460件存在していました。制限条項が存在している単独自治体数は全自治体の20.4%で、広域行政機関参加の自治体を加えると約4割(39.3%、重複あり)の自治体で様々な制限条項が存在していました。

制限条項が存在していないのは大阪府、広島県、山口県の3府県で、それ以外の44都道府県で460件の制限条項が存在していました。最

自治体における精神障害者差別条項都道府県別一覧表

No.	都道府県名	議会	広域行政				財産区	教育	農業	公平	福祉	その他	庁舎	計
			事務	消防	水道	環境								
1	北海道	8	1	1	3	1		53	3	6		1	4	81
2	青森	1	1	1				2						5
3	岩手	1						3				1		5
4	宮城	2						9						11
5	秋田	2	1				1	3		1		1		9
6	山形		1					10				1	4	16
7	福島	3	1		1		5	27	2			1	1	41
8	茨城	4	2			2	1	5	1	2				17
9	栃木				1			4						5
10	群馬							3		2				5
11	埼玉							4		1	1		1	7
12	千葉							4					2	6
13	東京	1						3					6	10
14	神奈川							1					1	2
15	新潟				1					1				2
16	富山								3	1		1	1	6
17	石川							1						1
18	福井							4						4
19	山梨	2	3					6	2	2				15
20	長野							19			1		1	21
21	岐阜	2		1				2						5
22	静岡				1			1						2
23	愛知	1	1		1	2		7				1		13
24	三重		1					5				1		7
25	滋賀												11	11
26	京都		1	1						4	1		2	9
27	大阪													0
28	兵庫				1		2	3		2			1	9
29	奈良	1	1					4					12	18
30	和歌山							3		2		1	1	7
31	鳥取							5		1				6
32	島根							2					3	5
33	岡山							1					1	2
34	広島													0
35	山口													0
36	徳島							1		1		1		3
37	香川							2	1		1	1		5
38	愛媛							2	1				4	7
39	高知	1						12	1				1	15
40	福岡		1	1	1	1		8	1				1	14
41	佐賀												1	1
42	長崎	1						3	1			1	6	12
43	熊本	2				1		7	1			1		12
44	大分							1						1
45	宮崎	1						4					1	6
46	鹿児島							3	1				3	7
47	沖縄	1	1					9				3		14
計	34	40				9	246	18	26	4	16	69	460	
		16	5	10	7									
割合 (%)	7.4	8.7				2.0	53.5	3.9	5.7	0.9	3.5	15.0	100.0	
		3.5	1.1	2.2	1.5									

も多く存在していたのが246件の教育委員会の会議傍聴規則で、460件の制限条項の53.5%を占めています。(以下比較は460件に対しての割合)教育委員会の制限条項では北海道が53件、福島県が27件、長野県が19件となっています。続いては自治体議会及び広域行政機関の議会傍聴規則が72件及び財産区議会で9件の81件(18.1%)を占め、ここでも北海道が14件と最多で、福島10件、茨城9県と続いています。

3番目は庁舎管理規則で69件(15.0%)あり、奈良県(12件)と滋賀県(11件)に多く存在し、ほとんどが精神錯乱による行為について「退去命令」等の対象としています。その他警察署の庁舎管理規則では精神障害者を「庁舎の立ち入りを禁止・制限する」としています。

3 障害者差別解消条例制定は全市町村の4.7%のみ

地方自治研究機構の調査では、1985年からの人権の尊重や差別解消のための条例制定の動向を人権尊重、部落差別、障害者差別、性の多様性等に関する条例制定の状況として、都道府県では88件(39都道府県)、市町村では686件(43都道府県)の条例が制定されているとしています。(都道府県は2022年7月12日、市町村は2022年4月15日現在)

このうち市町村では、人権尊重に関しては353自治体で制定され、障害者差別解消に関しては82件と少なく、また、障害者差別解消条例の条例制定状況は、全市町村の4.7%に止まっているとしています。

4 福祉・児童施設、博物館、プール等にも

制限条項の存在は一部自治体に福祉施設や公民館、博物館、プール等の入場・利用制限として残っており、老人福祉センターで2か所(埼玉県毛呂山町・長野県木祖村)、老人

ディサービスセンターで1か所(京都府和束町)に精神に異常が認められる者、社会福祉センターの1か所(香川県琴平町)では心身喪失の状態にある者を、それぞれ利用登録の取り消しが行われる等利用制限の対象としています。

さて、「亡霊」と感じた具体的な事例の1つが、「離島振興総合センター」の設置及び管理に関する条例施行規則です。1991年当時、国立図書館での例規集閲覧による調査結果で、同様の「離島振興総合センター」の制限条項の存在を確認しています。今なお時間が止まったかのような状態で、沖縄県竹富町離島振興総合センターの規則に「伝染病にかかり、又は精神に異常があると認められる者」の立ち入り制限を定めた文章が存在していることからその感を強くしました。

5 「狂人、瘋癲者、白痴者、精神錯乱、知的障害者」は傍聴することができない

制限条項で使用されている用語は、「精神異常(状)」が302件(65.7%)と最多で、「精神障害(者)」が71件(15.4%)、「精神錯乱」が68件(14.8%)で、精神病者が10件(2.2%)、その他「狂人」が1件、「ふう(瘋)癲者、白痴者」が4件、「心身が喪失の状態にある者」が1件、「知的障害(者)」が3件となっています。こ

のような「狂人、瘋癲、白痴」との用語が存在していた現実には、時代錯誤の「亡霊」を感じ唖然としました。

表現内容	件数	割合
精神異常(状)	302	65.7
精神障害(者)	71	15.4
精神病者	10	2.2
精神錯乱	68	14.8
狂人	1	0.2
瘋てん・白痴	4	0.9
心神の喪失	1	0.2
知的障害者	3	0.7
計	460	100.0